

令和３年 第１２回

教育委員会定例会会議録

とき 令和３年９月１４日

品川区教育委員会

令和3年第12回教育委員会定例会

日 時 令和3年9月14日(火) 開会：午後3時29分
閉会：午後5時16分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川図書館長 吉田 義信
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 稲生 彩夏
書 記 根本 亮佑

傍 聴 人 数 6名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 43 号議案 品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について
- 第 44 号議案 区固有教員の任免等について（産育代替・任用）
- 陳 情 審 査 1 品川区のすべての区立小学校で文科省が法改正した 35 人学級の編成を実現するための陳情
- 陳 情 審 査 2 区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情書
- 協 議 事 項 令和 4 年度品川区立学校における土曜授業の実施等について
- 報 告 事 項 1 区立学校等におけるコロナウイルス感染症対策について
- 報 告 事 項 2 校長の職務代理について
- 報 告 事 項 3 事務局職員の任免等について
- 報 告 事 項 4 都費教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 5 品川区公立学校教員の処分に関する内申について
- 報 告 事 項 6 令和 2 年度保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの結果について
- 報 告 事 項 7 令和 2 年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果について
- そ の 他 令和 3 年 1 0 月行事予定について

令和3年第12回教育委員会 定例会

令和3年9月14日

【教育長】 それでは、定刻より若干前ですが、スタンバイできたということでございますので、ただいまから令和3年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、海沼委員、塚田委員を御指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【塚田委員】 はい、了解しました。

【海沼委員】 よろしく願いいたします。

【教育長】 本日は、緊急事態宣言の延長という状況を踏まえまして、オンラインでの委員の方の参加も可としてございます。また、3密を避けるために、傍聴席は別室に設け、会議の映像と音声を流す形を取らせていただいておりますので、御承知おきください。

本日は、傍聴の方が6名いらっしゃいますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第1 第44号議案、区固有教員の任免等について（産育代替・任用）、日程第4 報告事項2、校長の職務代理について、日程第4 報告事項3、事務局職員の任免等について、日程第4 報告事項4、都費教職員の任免等について（休職）、日程第4 報告事項5、品川区公立学校教員の処分に係る内申について、これらの件につきましては、人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 ありがとうございます。それでは異議なしと認めまして、これらの件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1 第43号議案、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 本件につきまして、教育委員会につきまして、地方自治法第180条の7によりまして、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行してございます。本件、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正につきましては、補助執行先であります子ども未来部保育教育運営担当課長から詳細を説明させていただきます。

以上でございます。

【教育長】 保育教育運営担当課長。

【保育教育運営担当課長】 保育教育運営担当課長の初貝と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、御説明いたします。

それでは、御手元の資料右上に、教育委員会資料1、令和3年9月14日、子ども未来

部保育課と記載がございます、「品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について」という資料を御覧ください。

まず、1、改正の理由です。令和3年2月25日付、「区民向け申請書などに係る押印の見直し（押印欄の廃止）の方針用について」通知により、押印廃止に係る区の方針が示されたことを受け、さらなる区民サービスの向上を図るため、預かり保育利用申込書の利用押印欄を廃止する。

2、改正内容。預かり保育利用申込書、第2号様式になりますけれども、の、利用押印欄を廃止する。

3、施行期日、公布の日から施行するというものでございます。

そして、次に、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の新旧対照表を御覧ください。右側が旧様式になりまして、保護者の氏名の部分に押印の欄がございます。そちらを、左側の新たな様式としては、削除しております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。委員の皆様からの質疑があればお願いします。

特にございませんか。

【塚田委員】 結局判子がなくなったっていうだけの話ですか。

【教育長】 塚田委員からそういう御質問がありましたが、いかがですか。

保育教育運営担当課長。

【保育教育運営担当課長】 御指摘のとおりでございまして、区民の方がその都度判子を持ってきて押さないといけないということをなくすことで、利便性を向上させるという意図がございます。

【塚田委員】 了解しました。

【教育長】 よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがですか。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 資料にありました、預かり保育利用承認通知書や領収書のほうでは、品川区教育委員会の印鑑はそのまま残るといようなことかと思うんですけど、それはそのままで間違いないですか。

【教育長】 保育教育運営担当課長。

【保育教育運営担当課長】 保育教育運営担当課長初貝です。

そうですね、今回はあくまで区民サービスの向上で、いちいち区民の方が印鑑を持ってこないでいいというサービスの向上のためを目的としておりますので、こちら側、委員会側の印鑑の削除というのは該当しておりませんので、今回は考えておりません。

以上でございます。

【富尾委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

先ほどのお話ですけれども、保護者の方々の手間を省いていこうと同時に、事務局の事務の省略化ということも考えていくと、またこちら側の押印につきましても検討していただけるといいかなという思いはございますが、一番心配なのは、ここの印鑑がなくなるこ

とによって、事務的な部分で間違いとかそういう混乱が起きないかなというところが気になるんですけども、保育教育運営担当課長、いかがですか。

【保育教育運営担当課長】 このたびの押印の廃止という基本的な考えといたしましては、身分確認、本人意思の確認、事故の紛争予防という機能で、その部分で、もし削除したときに、その３機能の必要性が特に高く、当該機能を押印以外の手段で代替することが困難な事務というものに関しましては、今回、原則としては押印を削除しておりません。ただ、今回の手続きに関しましては、きちんと本人の御署名もございますので、そこで押印を廃止したとしても確認ができるというところでございます。特に、事務の中で、きちんと受け取ったときの確認の徹底は引き続きやっていきたいと考えております。

【教育長】 分かりました。

それでは、品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、この後採決してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは採決いたします。第４３号議案 品川区立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第２ 陳情審査１、品川区のすべての区立小学校で文科省が法改正した３５人学級の編成を実現するための陳情。

本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いいたします。

書記。

【書記】 私から陳情書を読み上げさせていただきます。

品川区のすべての区立小学校で文科省が法改正した３５人学級の編成を実現するための陳情

陳情趣旨

１、区内すべての公立小学校で文科省が法改正した学級編制に基づいた３５人学級を実現して下さい。

２、都に、３５人学級の実現のために必要な様々な助成措置、環境整備を働きかけて下さい。

陳情理由

東京都の第４回緊急事態宣言の中、教育委員会と学校が子どもたちをコロナ感染から守りながら日々ご奮闘されていることに感謝申し上げます。このような状況の中、今年度から文科省が学級編制を法改正し、１年生に加え２年生も３５人学級にしたことは安心のため一つの希望と言えると思います。そして、昨年度私どもが提出した陳情を採択してくださった際に、３５人学級実現のために教育委員会が法改正に沿って環境整備を進め、都へも要望していると書かれていて、子どもたちのために大変心強いことだと思っています。

しかし実際には、区内に今年度、１、２年生の３５人学級が実現できなかった学校があり、そのうちの一つが第二延山小学校です。第二延山小学校の１年生は１１８名、２年生は１１４名です。文科省の基準では、２８～３０名ずつの４クラスになる人数ですが、実際には弾力的運用で３クラスのため、１クラスの人数は３８～４０名です。校舎の構造が３クラスずつの教室

配置になっている点と、学年のまとまりを大切にするなどの教育上の配慮が理由と聞いています。基準より10名近く多い児童数を抱えながら頑張っている1、2年生を担当する教職員の皆さんには頭が下がります。

この第二延山小学校の今の状況から、二つの心配をしています。一つは今の1、2年生が卒業までに35人学級を実現できるか、二つ目は、来年度の1年生が35人学級を実現できるかという点です。心配の理由は、現3年生も1、2年と2年間、弾力的運用で1クラスが40人近い人数であり、この弾力的運用が3年前から行われている点です。もう一つは、今年度の1年生の入学予定見込数が136名、学区内の無抽選が121名、実際の入学者は118名という結果から予想して、来年度も学区域に106名以上の入学希望者がいて、それが弾力的運用で3クラスになり、1クラスが36人以上になるのではないかなと思うからです。

文科省はコロナ禍の昨年度、少人数学級の多様な優位性から法改正をしました。計画では、来年度は3年生が、4年後にはすべての学年が35人学級になります。35人学級は学習面も生活面もきめ細かな指導や教育の質の向上が期待できると言われています。また、教室環境も密を少しでも避けることができます。私たちは、品川区のすべての子どもたちがこの法改正の成果を享受できるように願っています。来年度の区立小学校のすべての学校で改正通りの35人学級が実現できるように教育委員会の御尽力をお願いしたく、陳情いたします。

以上になります。

【教育長】 朗読が終わりました。

本件につきまして、事務局より何か説明がございますか。

学務課長。

【学務課長】 それでは私から、本件、陳情に関しまして御説明させていただきます。まず、学級編制の考え方でございますけれども、区立の小中学校の学級編制は、国が義務教育の全国的水準の維持・向上を資するために、1学級の児童・生徒数標準を定めております。都は、国の標準に基づきまして、都教育委員会の基準を設定しております。なお、この基準を基に学級編制を行ってございます。

この義務標準法につきましては、今年度、3年度に改正が行われておりまして、小学校の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。ただし、経過措置の規定がございまして、人数の引下げに当たりましては、2年生から6年生までを段階的に35人にするものと記載してございます。具体的には、今年度、令和3年度は2年生を35人、4年度は3年生をと段階的に適用しまして、令和7年度に6年生までを、5年かけて35人に引き下げていくこととなります。

また、この引下げに当たりまして、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別な事情がある場合には、各地方公共団体が、その実情に応じて対応できることとなっております。

このことを前提といたしまして、陳情項目に関する区の基本的な考え方でございますが、1点目の、全ての学校で法改正に基づいた35人学級の実現につきましては、区はこれまでも法や都の基準に則って学級編制を行っておりまして、現状もこれらの規定に沿って行っております。学校選択等もございますので、このため、直ちに全ての学校を35人に設定することは難しいかなと考えてございます。今後も法に定める段階的な引下げの規定、施

設整備に要する経過措置規定に沿った対応を行い、学級編制を行っていくべきと考えております。

2点目の、都への助成措置、環境整備の働きかけにつきましては、35人学級の導入を受けまして、普通教室を増やすための改修経費などが見込まれ、義務教育は、基本的に国が責任を持つ施策でございます。教育長会などを通じ引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、陳情趣旨以降にございます第二延山小学校が、環境整備の事例として挙げられてございます。学校の状況につきましては、法の定める範囲内ではございますが、35人を超えて編成されているという状況は陳情に記載のとおりでございます。1学級が38人から40人の在籍となっております。ですので、大体1クラス3から5名多い状況となっております。第二延山小学校の普通教室の改修には着手いたしましてございますが、学年のまとまりですとか、教育活動の効果などを考慮しながら、今後対応していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑があればお願いしたいと思います。

【塚田委員】 塚田ですが。

【教育長】 塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 第二延山小学校では具体的にどのような動きがあったんですか。

【教育長】 では、そのところ、もう少し詳しく御説明ください。

庶務課長。

【庶務課長】 今年度、教室内改修をいたしまして、パソコンルーム、それから和室を壊しまして、来年度普通教室に対応しようということで教室を確保したというところでございます。ある程度の確保ができる場所は、目いっぱいやっていこうというところで対応した次第でございます。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ。

【塚田委員】 区としては極力35人学級をつくろうということでやっているけれども、来年からとかは難しいねという部分もあるということですかね？

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今、第二延山小学校につきましては、教室増の対応を取ってございます。ただ、学区にお住まいの方の入学、それから学校選択の状況等を見まして、来年4月の入学者がどれぐらいになってくるかという状況を見まして、学級編制、教室等を充てていくようになりますので、基本的には35人学級を実現していこうという形で対応してございますけれども、そういった状況を見ながら、最終的には定めていくという考え方でございます。

【教育長】 塚田委員、いかがでしょうか。

【塚田委員】 よろしいですか。

都市部でこそ人口増というのは、いつときより収まったという感じはするんですけど、まだまだ続いているという感じなんですかね？ 生徒数の増加は。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 現在の区の人口の推計から考えますと、小学生でいきますと、令和9年度ぐらいにピークを迎える形で、緩やかに上昇をしていくだろうと予想してございます。

【教育長】 まだ増えている状況は続いているということみたいですね。

【塚田委員】 了解しました。

【教育長】 よろしいですか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 ほかに、委員の方でいかがでしょうか。

海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 今、第二延山小学校が問題になっておりますけれども、他の学校でやはりこういう問題があるところがあるんでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 各学校の中で、35人を超えて学級編制をしている学校につきまして、まず、第二延山小学校の1学年と第2学年。それから、芳水小学校の第1学年。それから、城南小学校の6学年、三木小学校の6学年が35人を超えて学級編制をしているところとなっております。合計5学年です。

【教育長】 海沼委員、いかがでしょう。

【海沼委員】 分かりました。仕方のないことだと思いますけれども、なるべくでしたら、やっぱり35人にしてあげたいなと思いますけれども。

【教育長】 ほかに、委員の方いかがでしょうか。

ハードの部分との関連がやはり出てくる話なので、事務局でも極力普通教室化を図っている状況はあるけれども、それでもカバーできないところもあるので、経過措置も使いながら、今は進めているという状況がある。直ちに全てそういう体制をつくるというのは物理的な話も関わるのでなかなか難しいという辺りが状況かと推察いたします。

②にありますような助成措置、環境整備という働きかけは現在もやっておりますし、これからもやれるところかなと考えておりますけれども、①はなかなか現状からいきますと、即実現というこの趣旨は厳しいかなという、私は感想を持ちますが、よろしければ、まず本陳情の取扱いについて、委員の方から御意見を伺っていきたいと思います。

継続して審議する、あるいは今日ここで結論を出す、どちらかでまず御発言をいただきます。もし本日結論を出すという御意見であれば、採択するのか不採択等、その結論についても併せて御発言をいただきたいと思います。

職務代理者から順番にお伺いしていきたくと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは菅谷教育長職務代理者、お願いします。

【菅谷教育長職務代理者】 この陳情に対して結論を出すという考え。私の結論は不採択。その理由は、前の陳情のときに、35人学級を実現するということは、国も都も考え方と同じ方向で、ただし、国が段階的にやっている。これはなぜかという、地方行政の中で様々な物理的に異なる状況が出てくるわけです。もしなければ、すぐ35人、すぐ30人にするんです。でも、現実的にはできないんです。

今、庶務課長からありましたように、和室を転換したり、ただ数字がのびるだけでは実現できないでしょう。で、小さな子供は同じような教育環境にしてあげるのが教育

委員会の大きな使命じゃないでしょうか。そうすると、やはり時間をかけて35人学級に持っていくためには、財政的な問題もあります。全部一遍にできません。現実には、4校6教室でそれができていないわけですから、段階的にやっていくというのは基本じゃないでしょうか。将来を見越してやりましょうということで、教育委員会としての判断をこの前いたしたわけですから、今回の陳情を採択する理由は、私はないと思っています。

【教育長】 ありがとうございます。本日結論を出す。結論は不採択ということですね。ありがとうございます。

それでは冨尾委員、お願いいたします。

【冨尾委員】 私も本日結論を出すということで、不採択でよろしいかと思います。

やはり菅谷先生もおっしゃっておられましたけれども、前回の陳情書がありましたときにも、35人学級を求めていくんだという方向性は決まっておりますし、国でも段階的に運用していったいい期間というのも設けておりますので、それに即した対応を今後も続けていくということで、不採択でいいと思います。

【教育長】 本日結論を出す。結論は不採択という形で冨尾委員の意見をいただきました。

それでは、海沼委員、お願いいたします。

【海沼委員】 私も結論を出すということで、段階的、弾力的運用ということがありますので、今日は不採択ということでお願いいたします。

【教育長】 本日結論を出す。結果は不採択ということでよろしいでしょうか。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 それでは塚田委員、お願いいたします。

【塚田委員】 本日結論を出して、不採択ということでお願いします。

【教育長】 塚田委員も本日結論を出す、結果は不採択ということでございます。

最後に私ですが、先ほど申し上げましたように、②は継続してやっている内容ではございますけれども、①につきましては、直ちにというのはなかなか難しいという状況があり、経過措置をこの都市部の学校ではどうしても使わざるを得ない状況がまだ継続しているということで、不採択という結論を本日出していければと考えております。

本陳情につきましては、本日結論を出すということに決定し、先ほど御意見を伺いましたので、採決をしてまいりたいと思います。

品川区の全ての区立小学校で文科省が法改正した35人学級の編成を実現するための陳情について、お諮りいたします。本件は、不採択とすることに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は不採択とすることに決定いたします。

次は、日程第2、陳情審査の2、区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防策に関する陳情書。

本件も初めての審査となりますので、書記より朗読をお願いいたします。

書記、どうぞ。

【書記】 私から陳情を読み上げさせていただきます。

区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情書

陳情の要旨、新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）が爆発的な感染の拡大を見せる

中、品川区の区立学校では、予定どおりの2学期からの学校再開が決定となりました。学校が休校になると行き場を失う児童、配付された端末で家でオンラインの授業を受けさせるのは困難な低学年の児童がおり、学びを止めないということを決められたのだなというのは、好意的に受け止めております。一方で、そうであれば、夏休みを境にウイルスの株そのものが夏休み前とがらりと変異をしており、学校を再開するに当たっては、その変異株の猛威から児童・生徒を守る対策が提示されるものと思っておりましたが、特に目新しい対策案が提示されたわけでもなく、1学期同様の感染対策で、ただ2学期の開始だけを案内されたことには、落胆だけではなく感染対策が不十分な学校へ我が子を登校させることへの不安を大いに感じている次第です。私自身は専門家ではありませんが、感染力が従来の6～8倍といわれるデルタ株の流行の中の学校再開に際し、せめてこのくらい最低限の感染対策をお願いしたいというものを下記に記しましたので、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

1、教職員の不織布マスク装着の徹底の指示をお願いします。変異株が感染しやすく、またウレタンマスクや布マスクでは効果が得られにくいというのは、当然ご存知のことと思います。狭い教室で、児童生徒に向かって声を張って教壇に立たれる先生方は、さすがにウレタンマスクの方はいらっしゃらないと思いますが、布マスクの方をまだちらほらお見かけします。こちらは今すぐにでもできる感染対策です。明日、学校が始まってしまいますので、教育委員長の方から各学校へ早急にお伝え頂きたいようお願い申し上げます（是非各学校へ教職員用の不織布マスクを配布してください）。

2、小学校児童への不織布マスクの推奨。中学校生徒への不織布マスク着用指導。不織布マスクが感染予防に非常に効果があるのは明らかなですが、児童、特に低学年のお子さんの中には、不織布マスクが息苦しく、常時していられないというお子さんもいらっしゃるかもしれませんので、それに関しては、「できる限り不織布マスクを推奨」ということではないかと思います。中学校の生徒は状況が理解できていると思いますので、「不織布マスク着用を指導」という形をお願いしたいと思います。こちらも学校が始まりますので、今日、明日にでも各学校への通達のご検討をお願いいたします。

3、各教室への二酸化炭素濃度計の配付と設置。不織布マスク着用徹底で、教室内での授業中の感染可能性はかなり減ると思いますが、給食時間中はどうしてもマスクを外さねばなりません。最新の研究では、新型コロナウイルスは空気感染（エアロゾル感染）するという結果が出ており、換気のできていない室内でのマスク無しの密状態は、たとえば黙食指導をされていたとしても大いに感染の危険性があると言わざるを得ません。マスクと共に、換気が大変重要であるということはもちろんご存知だと思いますが、換気の効果を目に見える形にするのは非常に有効ではないでしょうか。換気がきちんとできていることがわかった上で子供たちが黙食で給食を食べている、という事であれば、保護者としてもかなり安心感が違うと思います。各教室への二酸化炭素濃度計の設置を、ぜひお願いいたします。

4、区立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の早急な改訂。区教育委員会のホームページに掲載されている感染予防ガイドラインは、6月30日付となっており、刻々と変異するウイルスに対応しているとは言い難いものです。学校を再開するのであれば、当然これも改訂されるものと思い、毎日チェックしておりましたが、改訂

される気配はありませんでした。同じ東京都内でも、休校措置を取る地域、分散登校させる地域など、様々な対策を講じていらっしゃいます。品川区では、6月30日時点の感染対策ガイドラインで、9月1日に学校再開です。このような不十分な感染対策をされている学校へ通わなければならない品川区民の児童・生徒は、教育を受ける代償に危険地帯へ毎日通わなければならないと言ったら大げさと思われませんか？

学校再開まで、夏休みに時間はたくさんあったはずですが。教育委員会のみなさんも、日々感染が増え、子供の感染も夏休みを境にたくさん増えているのを目の当たりにしてきたはずですが。品川区内には新型コロナ対策の専門家がいらっしゃる大学病院もあります。学校での最新の感染対策はどうすれば良いか、アドバイスを求める機会を設けることもできたのではないのでしょうか。是非、早急に現状に即したガイドラインの改訂をお願いします。

どうか、安心して学校に登校できるよう、真摯に対策をしていただけますよう、区立学校に通う子供を持つ一人の親として、お願い申し上げます。

以上になります。

【教育長】 朗読が終わりました。本件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から陳情の1番と2番について御説明したいと思います。

8月20日に文科省から、新学期が始まるに当たって感染予防を徹底するようにという通知がございまして、その中で、マスクについては不織布マスクの効果が高いということが書かれておりました。それを受けて、8月24日に東京都の都立学校向けの感染の徹底ということですが、そこではやはりマスクのことが書かれていて、不織布マスクの効果が高いと記載されていました。

その後、東京都からも区の教育委員会のほうに、小学生向け、中学生向け、保護者向け、学校向け、それぞれチェックリストみたいなものが来ています。そういうのを参考に、私どもも各学校に、不織布マスクの効果が高いということを触れて学校に周知したところで

す。しかし、どの文書を見ても、その装着を徹底するような指示というのは見当たりませんでした。実際に不織布マスクで息苦しく感じる等のこともございまして、そこを全て徹底するのは難しいかと考えているところでございます。ただし、学校に幾つか聞いてみましたが、既に教員が90%から95%程度が不織布マスクをしている。これは、通知に基づいて朝会等で教職員の会議でそういったことを周知したということがあるということですよ。それから、児童・生徒についても、小学校、中学校ともに7割から8割が不織布マスクをしているというところでございます。これも、各学校が子供にそういったことを伝えるとともに、保護者にもこういう効果があるということを周知した学校もあったということでございます。ただし、それぞれの学校で、継続してこれを進めてはいきたいと思いますが、強制するという働きかけは難しいと考えています。それから、ある学校では、継続的に保護者へは呼びかけていきますけれども、これは経済的な負担もかかることになって、強制力を持つことは難しいと考えている。もう一つの学校では、各家庭の経済的なことに加え、そこから来るいじめ問題にも関わるので、強制にとられる指導はしていませんという、そんな声をいただいております。

効果があるということではございますけれども、これを一気にどこまで進められるかという課題がございますので、効果をPRしていくというのが現実的な対応ではないかなと考えているところでございます。

学務課長。

【学務課長】 私からは、項目の3番目につきまして御説明させていただきます。

まず、二酸化炭素濃度でございますが、室内の空気は、在室者の呼吸で二酸化炭素が増加しまして、その中でウイルスや化学物質などの物質も増加していくという形になります。二酸化炭素濃度は、換気を適切に行っているかどうかの指標として示されてございます。

適切な環境につきましては、学校環境衛生基準では、室内の二酸化炭素濃度が1,500ppm以下に保たれるよう換気を行うようにと定めてございます。新型コロナウイルスの感染症の防止につきましては、文部科学省の衛生管理マニュアルでは、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、数分間窓を全開にする等の基準を定めてございまして、区のガイドラインでも、2方向の窓を同時に開けて対応する旨を定めて学校で運用してございます。こうした常時2方向の換気や空気の入替えによりまして、教室内の二酸化炭素濃度は1,500ppm未満に保たれることが、日本薬剤師会ですとか文部科学省の衛生管理マニュアルで謳われてございます。さらに、学校の環境衛生基準、管理基準に従いまして、薬剤師会で、全ての学校で毎年2回の測定検査を行ってございます。こちらの結果についても、基準値を超えている場所はないということを毎回確認できておりまして、教室内の換気は適切に行われていると考えられます。幾つか二酸化炭素濃度計を購入している学校もございますけれども、区ガイドラインに定めます換気などの対応で、換気は適切に行われていると考えられますので、陳情でいいです各教室への二酸化炭素濃度計の設置は必要性が低いと考えてございます。

私からは以上です。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 私から、(4)についてお答えをいたします。

本区では、文部科学省が示す衛生管理マニュアル・バージョン6や、東京都教育委員会が示す学校運営に関するガイドラインを踏まえ、区立学校版感染症予防ガイドラインを作成しております。昨年度より12回にわたり改訂を重ね、緊急事態宣言中の教育活動やワクチン接種に係る差別や偏見の防止など、新しい項目をその都度追記してまいりました。

また、ガイドライン以外にも、9月からの学校の感染対策やオンライン授業、児童・生徒の心のケアなど、詳細な対応についても適宜に学校に通知してまいりました。変異株による感染拡大が心配されている現在も、マスクの着用や3密の回避、適切な手洗いなど、学校における基本的な感染症対策については変わりがございませんので、本ガイドラインを基に各学校が対策を講じて教育活動を進めております。

なお、先日文部科学省からは、臨時休業等のガイドライン等が示され、また、先ほどもございましたが、東京都からは感染予防のチェックリストが示されました。これらのうち、必要な項目につきましては、区立学校版のガイドラインにも反映させてまいります。

私からは以上です。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。

委員の皆様から御質問があればお願いしたいと思います。

菅谷教育長職務代理者。富尾委員、ちょっとお待ちください。

【菅谷教育長職務代理者】 学務課から、二酸化炭素濃度計についての御説明がありました。陳情文の中で非常にはっきりしないというか、専門家じゃないからはっきり分かりませんが、この2行目から3行目にかけて、新型コロナは空気感染という記述が出ています。でも、よく考えてみれば、満員電車に乗って、何百万という人間が毎日のように電車に乗って通ってきているわけです。働いている人のほとんどじゃないでしょうか。その現実を見たときに、空気感染であればもっと増えるんじゃないでしょうか。電車に乗っていて、人と人が押し合う状況の中で毎日生活しているわけです。学校の中の子供は、そこまで意識してはいませんね。だから、空気感染であるということが根拠にしていない、二酸化炭素の予防ということが、私はここでは考えられないと思った。空気感染であるという研究が本当に正しいのであれば、今現在、8月の上旬から今までの間、これだけ急に減るでしょうか。現実の数字を見たときに二酸化炭素濃度計を配置するということは、私はあり得ないと思います。

わけの分からないコロナであるけれども、分かっていることはあります。また、研究されればいろいろなことが分かってくると思います。それに応じてきちんと対応することが非常に大事じゃないかと思います。空気感染だから危ないよとそういう考え方は、今の現実を見るとあり得ないと思います。学務課長、どのようにお考えでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

学務課長。

【学務課長】 今お話をいただきました空気感染のお話は、厳密に申し上げますと、空気感染というのはウイルスが空气中に飛び出してから長時間空中を舞って遠くまで飛んでいくような感染を申します。この新型コロナウイルスに関しまして、絶対分からない部分等はございますけれども、こちらのエアロゾル感染、飛沫がしばらく空中に漂う、飛沫感染の一種で、感染する可能性はあるという一部報道はございます。ですので、空気感染とエアロゾル感染は厳密には同じということではないんですけど、そのような結果が出てございます。空気感染をしないとは、新型コロナウイルスに関しては分からないことが、おっしゃったようにたくさんございますけれども、現状分かる範囲で言えば、空気感染というものは実情そんなには考えられないという判断をしてもよろしいかと考えてございます。

【教育長】 よろしいですか。

【菅谷教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 大変難しい話になってきているようでございますが、大切な話かと思います。

お待たせしました、富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 不織布マスクの徹底についてですけれども、やはりどの年齢層においてでも、どうしてもできない人というのがおられると思いますし、それでかぶれてしまったり、今、マスク皮膚炎なんていうこと言われていたり、あるいは布マスクでインナーに不織布マスクを挟んでいますよという方ももしかしたらおられるかもしれない。それぞれの事情がありますので、それは感染予防の面だけではなく、かちっと決めてしまえば、マスク警察じゃないですけれども、いろいろな心のケアが必要になってくる場合もあると思いますので、御提案はするものの、それを決めるのはやはりよく考えられた御本人自身

じゃないかと思しますので、不織布マスクはそうに対応していただきたいと思います。

ただ、希望しているけれども経済的な理由によってどうしても使えないというような方がおられるのでしたら、配慮してあげられたらいいのかなと思います。

二酸化炭素濃度計ですけれども、これを例えば教室のど真ん中に置くとなりますと、子供たちは興味津々でそれを倒したり別の問題もまた起きてきますし、とって例えば窓側に置いてしまったら意味がないし、設置場所等も考えて現実的ではないのかなということもありますので、質問じゃなくて感想ですけれども、二酸化炭素濃度計は必ずしも、定期的に測ってらっしゃると思いますし、国からのデータでもありますので、常時つけておく必要というのはないんじゃないのかなと思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 個人的な興味でお伺いするんですけど、冨尾先生。不織布というのはどうして不織布なんですか。

【冨尾委員】 それは、分らないです。どなたか御存じの方がおられたらお願いします、すみません。

【教育長】 名前の由来ということでよろしいでしょうか。

【塚田委員】 それと、どうしてこれが効果的なのかということ。

【教育長】 効果的検証というのは、今までにも結構マスコミ等のテレビ番組でもウレタンマスクと布マスクと3つを比較しながら、どれぐらい飛沫が飛ぶかという実験を、コンピューターを使いながらのシミュレーションでやっていたと思います。やはり不織布が一番飛沫を防ぐことができるというデータがあったように記憶はしているんですが、事務局で何か今の御質問に対して、今この場で答えが出せますでしょうか。要は、言葉をそのまま読みますと、織った布ではないということですよ。ですから、より隙間がないというような意味になるんでしょうかね。

指導課長、何か情報ありますか。

【指導課長】 今、教育長からもございましたように、織っていないというところでは、規則正しく織られていない部分で、つくり方については化学的な作用を使ったり、あるいは機械的に圧着させる、あるいは熱を使うなど。で、繊維を、様々な方法も含めながら複雑に絡めるような形で作成をされるということでございます。それにより、通気性は一定程度担保しながら、ウイルスであるとかというものを吸着させられるのであると、一般的にはマスクの製造会社などからは説明されているようでございます。

以上でございます。

【塚田委員】 おおむね了解です。

【教育長】 よろしいですか。

【塚田委員】 早速に調べていただいてありがとうございます。

学校でもマスクを忘れてしまったとか、汚してしまって替えが欲しいというようなケースもあるのではないかなと思うんですが、そういうときに学校にストックのマスクがあるかなと思うんですが、それは不織布で用意しているということでしょうか。

【教育長】 庶務課長、どうでしょう。

【庶務課長】 現在学校に配っているマスクは不織布マスクでございます。

【教育長】 なるほど。分かりました。

また、先ほど二酸化炭素、富尾委員の話もありましたが、この二酸化炭素をチェックしていくというのは、先ほど学務課長の話からも定期的にやっているという話がありました。陳情にある目に見える形というのは、そこで具体的な数字としても出てきているという状況はあると考えていいわけですね。

ほかに委員の方、いかがでしょうか。御質問ありますでしょうか。

この陳情の方が子供たちのことを心配していただいていること、私ども教育委員会ももちろんどういう形で2学期を迎えるかということに関しましては大変心配しております、8月の下旬でしたか、教育委員会の中で、富尾委員はドクターでいらっしゃるけれども、富尾委員から専門的にお話を伺う場面もありましたし、臨時の校長会を開く等で各学校の対応状況についても確認をしていくという体制も組んでまいりました。新しいデルタ株というウイルスが原因でかなり感染が増えたという状況がその当時あったんですけれども、それに対する目新しい対策案が教育委員会から提示されたこともないというふうに陳情者の方は言っているんですが、これは教育委員会だけの問題ではなくて、世の中でもやはりこのデルタ株に関しましては、これまでの感染予防をさらに充実させていくという基本的スタンスが主で、何か特効薬的な部分がそこで示されていたということもなかったように記憶しております。

学校はこれまでの取組をさらに充実させ、また、今日話題にはなりませんでした、教職員のワクチン接種も積極的に実施をして2学期を迎えようという体制、私どももちろん連携しながらやってきた状況もあったと思います。

他区におきましては、2学期の開始を遅らせたという対応を取ったというところもありますけれども、品川区は通常どおり実施いたしました。それにつきましては、事務局から何か、こういう考えがあつて品川区は通常どおり実施しましたというコメントはございませんでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 前回の教育委員会でも若干触れさせていただきましたけれども、2学期を迎えるに当たっては、今、教育長が言ったように、都の集団接種会場でワクチン接種が行われるという場合に、教育関係者は夏休みの間に優先的に受けられますよという、そういう紹介があつて、それを案内したところ相当数の申込みがあつたということで、ある程度ワクチン接種も進んでいた状況があるだろうということが把握できたこと。それから、夏休みのサマースクール等で学習を行っていましたけれども、その間大きなクラスターは発生していないというところですね。

それから、その時の感染状況を見て、3日遅らせたところで何か対策が打てるのかというところを鑑みたときに、その3日で何ができるかということではなく、子供たちの学びの保障、その場が子供たちにとっては大事なことであったとそんなような通知も国から来ておりましたので、そういったものに則って1日から行ったというところでございます。

【教育長】 分かりました、ありがとうございます。

オンライン体制も整ってはいるわけですが、やはり学校はリアルを学ぶところと。

学校でも学びの保障を重視していくというところかなと思います。

さて、次に、委員の方それぞれ御意見を述べていただいたと思いますので、先ほどと同じように、本陳情の取扱いについて、まず御意見をいただき、継続にする、あるいは本日結論を出す、どちらかでまず御発言をください。その後、結論を本日出すのであれば、採択か不採択と、その結論についても御発言いただきたいと思います。

それではまた、菅谷職務代理者からお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 今日の陳情に対する結論でございますが、私は結論を出したいと思います。その理由は、コロナというのは先が見えない部分もあります。その場で、一番私たちが取れることをやっていかなきゃいけないので、何もこれだから、次にどう変わるかということは、固定的に考えちゃいけない。だけど、最大限やるべきことはやっていくと、そのためにも早く結論を出したほうがいいだろう、そのように思っています。

で、結論としては、私は不採択だと思います。8月の、前回の教育委員会のときにもお話ししましたが、取れる手は、私どもは取ってきているんじゃないかと思います。そのことがうまくいったかいかは、これ、コロナに感染している人の数の減り方を見ていると、私たちが取った答えは間違っていなかったなと思います。ただ、これがいつまでもそうであるとは言えない。新しい状況が出てくるということを頭に入れながら、私たちは対策していかなきゃいけません。

不織布の話も、マスクもそうでしょう。ガイドラインもそうでしょう。いろいろなことをやらなきゃいけない部分はあるかもしれないけど、現実には状況を見ながらやっていく。即座にできる動きをやっていく。そういうのが私ども教育委員会ではないかなと、そんなふうに思うからでございます。

以上です。

【教育長】 それでは、富尾委員お願いいたします。

【富尾委員】 私も本日決定する。で、不採択でお願いします。

理由は先ほど申し上げたとおりですけれども、やはりまだ分からない部分も多いコロナウイルス対策ですけれども、しっかり今やるべきことをやっていくということと、あと、今後はウィズ・コロナの時代になっていくと思われるので、それに対してもそろそろアプローチをされていると思うんですけれども、そういった体制も整えていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、海沼委員、お願いいたします。

【海沼委員】 私も、今日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

理由は、菅谷先生もおっしゃっていたように、同じような理由でございます。

【教育長】 それでは、塚田委員、お願いいたします。

【塚田委員】 本日結論を出して、不採択でお願いします。

理由は、もう皆さんがおっしゃったとおりということです。

【教育長】 ありがとうございます。

最後に私も、本日結論を出す、そして先ほど来お話ししておりますように、不採択とその

ように結論を考えております。

それでは、本陳情につきましては、本日結論を出すことに決定いたしました。そして、先ほど御意見は伺いましたので、本件について採決を行いたいと思います。

区立学校の新型コロナウイルス変異株の感染予防対策に関する陳情書についてお諮りいたします。本件は、不採択とすることに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認めまして、不採択とすることに決定いたします。

次は、日程第3、協議事項。令和4年度品川区立学校における土曜授業の実施等について、事務局からの説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本件につきましては、統括指導主事より御説明申し上げます。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 私からは、令和4年度品川区立学校における土曜授業の実施等について、説明をいたします。

資料5を御覧ください。こちら、学校・園への通知の案となっております。

これまで、土曜授業につきましては、第1・第3土曜日を基本とする、おおむね年14回実施しておりましたが、令和4年度の土曜授業につきましては、回数の見直しを図りまして、通知の案の(1)にありますように、第3土曜日を基本とした年8回の実施を考えております。理由といたしましては、コロナ禍における行事の精選、また、余剰時間の過剰な確保は不必要なこと、学級閉鎖や臨時休業のために標準授業時数を下回ったとしても問題ないと文科省からも通知があったこと、また、家庭の負担や教職員の働き方改革の視点。また、一方で土曜授業には学校行事の実施をはじめ、学校公開や保護者会、地域との交流など、大切な役割も果たしてきていること。これらを考慮したものとなっております。

また、土曜授業日をいじめ防止推進デーとすることには、これまでと変わりはありません。

また、裏面ですけれども、学期及び休業日の規定。夏季休業期間中の学校閉庁日、入学式、入園式、卒業式、修了式の日程等の確認事項を示しております。

また、もう1枚、別紙には、カレンダーにて土曜授業日等を示しております。

今回、大きく土曜授業日を減らしておりますので、教育委員会で御協議いただきたいと思ひ、今回示させていただきました。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

委員の皆様からの御質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 この土曜授業日を減らすということは、PTAや保護者から要望があったことなんでしょうか。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 一部の保護者からは、土曜授業について回数を減らしてほしい、もしくはなくしてほしいというようなお声、区民の声でもいただいております。理由といたしましては、例えば土曜日の習いごとですとか病院に行くですとか、そういう予定が組み

づらいと、そういった御意見もありました。

以上でございます。

【教育長】 いかがでしょうか。

【富尾委員】 分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 ほかに委員の方。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 そうしますと、今まで土曜授業等にありました授業時間ですけれども、月曜日から金曜日に割り振られて、例えば6時間授業が7時間になるとかそういうことはあるのでしょうか。

【教育長】 今まで土曜日にやっていた授業が月から金までに振り分けられて、子供たちや、また教員にとっても過重な負担になるのではないかという御心配の意見かと思いますが、事務局はどなたか答えますか。

統括指導主事。

【統括指導主事】 今の海沼委員の御意見についてですけれども、コロナにおける行事、大分昨年度、今年度、絞ってまいりました。見直しを図りまして、準備の時間、実施の時間、そういったものも学校でうまく工夫をしてくております。

また、本区では品川区立学校教育要領で標準授業時数を定めておりますけれども、現在、国の学習指導要領と同等の授業時数となっております。ですので、6時間授業を7時間授業にするですとか、そういったことをしなくても十分に授業時数は確保できるということで、校長とも相談をして、今回土曜授業の削減を図っております。

以上でございます。

【教育長】 海沼委員、よろしいですか。

【海沼委員】 はい、分かりました。

【教育長】 土曜日には、なるべく市民科ですとかゲストティーチャーを呼んで体験するようなメニューをそろえるという学校が多かったんじゃないかなと思います。ですから、実際の授業として土曜日の部分が平日に圧迫をかけることはないだろうと。もちろん、そういった土曜日にやっていた内容を平日やる場合もあるでしょうし、また、これからもキープしていくために土曜授業を全てなくすというわけではなくて、ある程度縮小していこうという案かと思いますが、委員の皆様、ほかにいかがですか。菅谷職務代理者もよろしいですか。いいですか。

それでは、令和4年度品川区立学校における土曜授業の実施等については、よろしいでしょうか。

では、本件は了承いたします。

では、日程第4、報告事項の1、区立学校等におけるコロナウイルス感染症対策についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 陳情と重なるところがあるかもしれませんが、御説明させていた

できます。

まず、区立学校では、区立学校の管理・運営規則どおり、9月1日より2学期をスタートさせていただきました。児童・生徒には若干の陽性者は見られますけれども、学級閉鎖となるような感染は今のところ発生していません。

前回の教育委員会から、そのときも新たな感染対策について何か方策はという質問があったと思いますが、その後の動きが何点かあったので御報告いたします。

まず、先ほども少し紹介しましたが、8月20日の日に文科省から新学期に向けた感染対策の徹底という文書が来まして、それは基本的に今までのものを徹底してやりましょうということです。その中に不織布マスクのことが触れられたというのは先ほどのとおりです。

その後、8月24日で東京都から都立学校の取組の評価というところで、ここもやはりマスクの正しい着用の徹底ということが言及されています。

その後、8月末に、国から区立幼稚園・区立学校に対して、抗原簡易検査キットを配付する旨の通知がありまして、品川区は手を挙げまして、今月中旬には各幼稚園、各学校に抗原簡易検査キットが届く予定となっております。1箱で10回分ということですが、幼稚園が1箱、義務学は4箱、小中学校は2から3箱で、対応するところでございます。あくまで簡易検査キットですので、具合が悪い場合について検査をやるんですが、最終的にはそれで陰性でも陽性でも、ちゃんとした医療機関に受診することになっておりますので、どの程度有効になるかということはあると思いますが、そういった対応を取ったというところでございます。

それから、8月31日付で、今の簡易キットに加えて、学級閉鎖や学年閉鎖に備えてオンデマンド型や同時双方向の学習について、具体的な実施方法について検討を進めるように、学校に通知を出しております。

それから、同じく8月31日付で、東京都から、先ほども言いましたデルタ株対応についてのチェックリストというのが、小学生、中学生、保護者、学校向けというのが来しましたので、それを周知したということです。その中に、マスクは不織布マスクが有効ですということも記載したというところは先ほど紹介したとおりです。

そのほか、現在の状況ですが、緊急事態宣言が9月末まで延長されたことに伴いまして、施設開放についてはこれまでどおり夜間の利用は休止ということにしております。

それから、9月末までということですので、残念ですけど、10月に予定していた6年生の移動教室については中止しております。修学旅行については、既に2校で実施済みですが、残りは今のところ、10月とか2月、3月を予定しているところが多いので、そこは、行ける学校は行けたらなと思っております。それから、プール授業については、緊急事態宣言ということがありましたので控えたということです。それから、部活動については原則個人練習レベルで継続をしていたというところの状況です。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。8月下旬から、2学期スタートに向けての様々な対応についての内容であったかと思います。委員の皆様から質疑等があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 抗原検査のことですけれども、抗原検査のキットを配られたということで、各学校に校医さんがおられると思うんですけど、そういう先生方にもお知らせをされるほうがいいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 そうですね。基本的には医療関係者がいる上でやるというのが原則になっているので、基本的には学校医さんの力を借りないといけない部分があるかと思いますので周知していきたいと思います。

それから、それ以外だと、マニュアルをしっかりと読んで、そのマニュアルで全問正解した人ができるとか、そういった制約がありますが、基本的には教員向けということで、4年生以上の子供も検査できると触れてありますけれども、粘膜を傷つけてはいけなくて、基本的には教員向けかなと考えているところです。養護の先生もそれだけのためにいるわけではないので、その辺の運用は考えていきたいと思っております。

【富尾委員】 よろしくをお願いします。

【教育長】 なかなか、抗原検査も医療行為的な部分があって、すぐ学校で「はい、できます」という状況ではないようですね。

富尾委員の画面がフリーズしているみたいです。もう少しうまくいかないようでしたら、画面を切っていただいて音声だけで参加していただくのがよろしいかと。あ、直りました。聞こえておりましたらまた、発言のときにはお声を上げていただければと思います。今は大丈夫です。

【富尾委員】 はい、分かりました。すみません。

【教育長】 そのほか、委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、区立学校等におけるコロナウイルス感染症対策につきましてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

本件は了承いたします。

次は、日程第4の報告の6、「令和2年度保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの結果について」の説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から日程第4、報告事項6、令和2年度保護者アンケート及び児童・生徒アンケートの結果について、資料は10でございます。こちらの資料の一番上に概要版がございますので、A3版の概要版に沿って説明させていただきます。

まず、保護者アンケート及び児童・生徒アンケートにつきましては、品川区における施策の成果を検証し、より一層の充実を図ることを目的とし、毎年実施をしているものでございます。

令和2年度のアンケートにつきましても、左側に目的、対象者などを示させていただいておりますが、その一番下段でございます。回答率は、保護者・児童・生徒とも9割を超えており、多くの保護者・児童・生徒に御協力いただいているものでございます。

では、まず保護者アンケートの結果から説明してまいります。資料の中ほどでございます。

はじめに、Dの項目、品川区の教育施策についての設問11、「現在通っている学校に満足している」という項目について、学校満足度につきましては、「当てはまる」、「どちらか

といえば当てはまる」という肯定的な回答をしている保護者が全体で94.4%でございました。

同じく品川区の教育施策の中で、評価に関する2つの設問でございます。設問8、本区の一貫教育の特色である、独自教科である市民科について、「よい学習である」と肯定的な回答をしている保護者は全体で93.7%。設問9で、1年生からの英語学習については、肯定的な回答をしている保護者は全体で95.2%という結果でございました。

続いて、下段でございます。C、ICT教育についての設問7、タブレットなどのICT機器を活用して情報化社会に適応するための能力を身につけることについて、「重要である」と肯定的な回答をしている保護者は全体の96.7%でございました。この結果からは、特にギガスクール構想により、令和2年度に配備いたしましたタブレット端末の活用も含めた保護者からの期待の表れであると考えているところでございます。

保護者アンケートは、以上でございます。

続きまして、資料右側、児童・生徒アンケートでございます。

はじめに、学校や家での様子についての設問2、「学級などの集団で活動するとき、自分たちで考え行動できるように、他に働きかけることができる」、自治的活動領域につきまして、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をしている児童・生徒は全体で76.9%でございました。

ここで、設問2の学年別の結果から見えた特徴について、若干説明いたします。本資料、児童・生徒アンケートが、資料の後段につけてございますが、児童・生徒アンケートの資料3ページをお開きいただきますと、各学年の結果が出てございますので、そちらを併せて御覧いただければと存じます。

資料をおめくりいただきますと、まず保護者アンケートがございます。この次に児童・生徒アンケートがございますので、児童・生徒アンケートの資料3ページ、設問2のページを御覧いただければと存じます。

特に5年生から9年生の傾向として、6年生と7年生の比較をした場合、肯定的な回答が3.3ポイント減少するとともに、特に6年生と7年生の比較の「当てはまる」という項目につきましては、6年生が31.0%から、7年生では24.5%にちょっと減少しています。これまでのアンケートにおきましても、特に6年生と7年生の比較では同様の傾向が見られることがございます。これは、自分の能力への関心の高まりと自己評価の低下が要因であると分析しています。自分の能力への関心は通常、小学校中学年頃から高まってまいります。本アンケートの質問のような行動ができるというような能力について、児童・生徒自身が身につけていると認識することは、一般に有能感と言われております。この有能感に関する研究では、小学校中学年から中学校卒業頃にかけて、学年が上がるにつれて全体的な自己評価については低下することが明らかになっています。学校での活動では、高学年になるほど、他者から見ればできていることでも自分ではできないと過小評価してしまう傾向もあつたりします。

しかし、品川区におきましては、市民科の学習を積み重ねてきていることで、児童・生徒が自分の能力を把握するとともに、学習を通して着実に伸びていることをきちんと評価できるよう、教員が丁寧な指導を行っております。

設問2におきまして、9年生での肯定的な回答は82.2%と、全ての学年と比較しても最

も高くなっていることは、その成果の現れの1つであると考えております。今後も市民科の学習など一貫教育を通じて、児童・生徒が自分の成長を実感し、さらに見通しを持って主体的に学校生活を送れるよう取り組んでまいりたいと思います。

資料、A3に戻らせていただきます。続きまして、学校や家での様子についての設問3、「学校行事などの企画や運営に積極的に参加し、自分の考えを効果的に発信すること」について、「できる」と肯定的な回答をした児童・生徒は全体で69.7%でございました。また、コンピューターやタブレットなどの活用についての設問10、授業でもっとコンピューターやタブレットなどのICT機器を活用したいと考えている肯定的な回答をした児童・生徒は全体で88.6%でございました。

今年度は、今説明いたしました設問3と設問10との関連について集計したものを右下に示させていただきました。

設問3で学校行事の企画や効果的な発信ができることに対して、「当てはまる」と回答した児童・生徒が設問10でより授業でタブレットを活用したいと考えている割合は91.8%という結果でございました。設問3で「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒は、設問10で90.3%と9割をやはり超えてございました。

なお、設問3で、例えば「どちらかといえば当てはまらない」、「当てはまらない」、特にこの「当てはまらない」と回答した児童・生徒であっても、設問10、授業でタブレットなどを活用したいというところでは、肯定的な回答は77.1%となっており、授業でのICT機器の活用には意欲的であることが分かりました。

現在も授業でのタブレットの効果的な活用については、各学校で取り組んでおり。ICT推進教員の研修、またはICT通信などを通して各学校の事例を共有するなど進めているところでございます。今後はタブレットの活用により、さらに児童・生徒が教育活動、授業の中で自治的活動や文化創造する能力などを身につけていけるよう取り組んでまいります。

概要版に基づく説明は以上でございます。

本アンケート結果と併せて、各学校では自校の結果と区全体の結果を分析し、今後の教育活動、次年度の教育活動の編成に活用していく予定でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。これだけのアンケートでありますので、細かいところを質問してみたくなる部分はたくさんあるんじゃないかなと思いますが、大分時間も過ぎてきておりますので、オンラインでやっていただいている委員の方々にはお疲れもあるのではないかなと思います。なるべく絞り込んで、「これだけは聞いてみたい」というところで御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 おおむね肯定的な評価だったのかなと思うんですけども、残念だった結果なんていうのもあったんでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 特に大きく残念ということではないんですけども、例えば、児童・生徒アンケートの全体で、概要版には示さなかったんですが、オリンピック、パラリンピックに関する回答がございます。やはり、オリンピック、パラリンピック教育を進めてくる

中では、特に9ページにございますけれども、オリンピックに興味がありますかというところは、全体でいくと肯定的な回答は、66.3%でございます。昨年度は74.9%でございますので、実は昨年度から下がっている。これは、昨年度特にコロナ禍でオリンピック、パラリンピアンなどアスリートを招くような学びについてもやはりオンラインが多くなったこと、それでも止めてはいなかったもので、一定程度ありながら、そのところは都の調査結果も同じようになってございます。大体6割から7割。ここで私どもは、やはり今回中止になりました観戦をきっかけに、この興味関心はパラリンピックも併せて大きく伸びるだろうという予測をしながら進めていたところでございますが、残念ながらその検証ができないこととなります。併せて、10ページのパラリンピックについても、やはり58.3%。昨年度の65.4から下がったというのは、いってみれば今回、体験学習が叶わなかった部分が反映されているのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

【教育長】 富尾委員、いかがでしょうか。

【富尾委員】 ありがとうございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい。大丈夫です、ありがとうございます。

【教育長】 ほかにありますか、委員の方。特にありませんか。

やはり全体的に見ると、9年生はいろいろな生活の部分ではかの学年とは意識が違うなという感じはしますが、11ページの、子供たちのICT、コンピューターやタブレットを授業でもっと活用したいと思いませんかという問いに対する答えの「当てはまる」という割合が、学年が進むにつれて減ってくる。これについては、事務局は何か分析している表記はございますか。

指導課長。

【指導課長】 御指摘のように、やはり当てはまる項目が、学年進行につれて若干下がってくるというところがございます。ここは、言ってみれば使ったことに対する、タブレットなどに対する興味というところでは、当然のことながら、例えば8年生でオンライン・レッスンは既に全員が体験をしている。例えば9年生はもちろんそうでございますので、そういった、例えばこの9年生のところの平均値でいえば、もう既にタブレット等も十分使いこなしてきているので、改めて興味と聞かされると、「当てはまる」ではないけれども、ただ一定程度興味があるので、「どちらかといえば当てはまる」はある。そういう意味では肯定的な回答はほぼどの学年も一緒になるところの大意であると判断してございます。

以上でございます。

【教育長】 これも発達段階と同じように、ある程度これはツールですから、タブレットなりパソコンというのは。やはり、自分たちがICTの活用としてやり慣れていきながら、それでは得られない友達関係ですとか様々な体験活動ですとか、そういったもののバランスを考えていっているのかと、私も考えたんですけども、今後も継続的にこの辺のデータは見ていく必要があると思います。

それでは、令和2年度保護者アンケート及び児童・生徒アンケートの結果につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

次は、日程第4、報告事項7、令和2年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果についての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 説明の前に、教育委員会資料11、総括シート、品川図書館Aグループにつきまして、差し替えとなりましたことについてお詫び申し上げます。

それでは、品川区立図書館の指定管理モニタリングの評価シートについて御説明申し上げます。資料11を御覧ください。

指定管理の1期目は平成27年から29年の3年間、現在は2期目平成30年から令和2年度まで5年間の指定期間の4年目に当たります。品川区では、区内11館の公共図書館のうち、品川図書館を除く10館を3グループに分けて指定管理で運営しております。評価シートはグループに1枚、計3枚ございます。

まず、Aグループの荏原図書館、ゆたか図書館、源氏前図書館についてでございます。指定管理者はしながわTRC・リディアグループです。設置目的、指定管理業務の概要は記載のとおりとなります。中段、管理運営実績の統計情報の欄ですが、この後御報告いたします全てのグループに共通いたしまして、前年度比較でコロナ禍による入館者数、貸出し総数、児童おはなし会参加者数が減傾向、登録者数、予約処理件数は増傾向にあります。管理運営実績の事業収支の概要ですが、全てのグループに共通して、収入における指定管理費用は増。支出における主な内容は人件費の増となっております。

次のページとなります。総括では、ティーンズサービスの向上や、充実した図書館サービスの提供について評価しております。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、有資格者の配置、継続的な地域連携の努力を挙げております。強化視点別に、1、区民満足の視点、2、予算執行の視点、3、サービス向上及び業務改善の視点、4、組織管理体制及び業務適正執行の視点。それぞれは記載のとおり評価しております。総括シートに基づく経営会議における評価結果は、引き続き利用者のニーズや特性に配慮したサービス提供を行うこと、感染症対策を行い、地域や商店街との連携事業を継続することでございます。

2ページとなります。続きまして、Bグループの大井図書館、八潮図書館です。指定管理者は株式会社ヴィアックスとなります。中段、管理運営実績の統計情報は、Aグループ同様、前年度比較でコロナ禍により入館者数、貸出し総数、児童おはなし会参加者数は減傾向、登録者数、予約処理件数は増傾向にあります。管理運営実績の事業収支の概要ですが、Aグループ同様、収入における指定管理費用の増、支出における主な内容は人件費の増となっております。

次のページとなります。総括では、安定的なサービスの提供と事業の取組や近隣施設との継続的な連携を評価しています。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、館内環境の整備、レファレンスの強化、地域の特色を生かした事業の計画的実施を求めています。評価視点別は、それぞれ記載のとおり評価となります。総括シートに基づく経営会議における評価結果は、引き続き感染症対策を徹底し、人材育成や接遇の向上に努め、継続的かつ安定的な図書館サービスの提供を行うこと、コロナ禍でイベント開催に制約が

ある中、学校や近隣施設との連携強化を工夫して行うことでございます。

次のページとなります。最後にCグループ。五反田図書館、大崎図書館、大崎図書館分館、二葉図書館です。指定管理者は、しながわTRC・リディアグループです。中段、管理運営実績の統計情報は、これまでのグループ同様、前年度比較でコロナ禍により入館者数、貸出し総数、児童おはなし会参加者数は減傾向、登録者数、予約処理件数は増傾向にあります。事業収支の概要ですが、こちら他グループ同様、収入における指定管理費用の増、支出における主な内容は人件費の増となっております。

次のページとなります。総括では、現在コロナ禍において館内の利用は1時間程度と成約をかける中、特集展示やブックリストの作成など、非集客型サービスの提供に力を入れている点や、展示サービスの拡充に努めているところを評価しております。改善が必要とされた原因の分析及び対応方針では、有資格者の配置を継続的に高める努力を求められております。評価視点別は、それぞれ記載のとおりです。統括シートに基づく経営会議における評価結果は、感染症対策を徹底し、特集展示やブックリストの作成など、実施可能なサービスを引き続き行うこと、近隣施設との継続的な連携を行うことでございました。

私からの報告は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

委員の皆様御存じのように、品川区立の図書館は指定管理のシステムを使ってそれぞれの館を運営していただいております。指定管理者につきましては、大きくA・B・C、3つのグループに分かれて管理をしていただいている。指定管理者は、そこに名前が書いてありますように、Bだけ違うグループで、AとCは同じグループが見ているというのが現状でございます。指定管理ということですから、一定の視点からそのモニタリングをして評価をすることで、区民サービスの維持、そしてさらなる発展を期していくというのがこの評価の狙いかなと考えているところです。

内容的には非常に細かい部分がたくさんあるので、これも言い出したら切りがないと思いますが、ぜひこれだけは聞いてみたいというところに絞り込んで、委員の方々からの御質問をお願いしたいと思います。

皆様がお考えの間に私から1つ、令和2年度のこの入館者数の落ち込みはやはりコロナ対策でということでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 入館者数につきまして、この減少につきましては、閉館した時期もございますので、人数についてはかなり、今年につきましては落ち込んだところでございます。

【教育長】 分かりました。では、幾つか改善策の方針で出てきている「有資格者の配置」、これについては指定管理者が行うことになるんでしょうけれども、なかなか有資格者を配置していくというのは、ハードルは高いんですか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 現在、AグループとBグループでは、司書資格を持つ者は50%は確保しております。それからCグループにつきましては、60%の確保をしているところでございます。

【教育長】 引き続きそれもまた向上するようという形になるわけですね。

委員の方々、いかがでしょうか。何かこれを聞きたいという部分があればお願いしたいと思うんですが。よろしいですか。

それでは、令和２年度の指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果につきましては、よろしいでしょうか。

本件も了承いたします。

次です。日程第５、その他、令和３年１０月行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料１２を御覧ください。

令和３年１０月の予定です。１０月は決算特別委員会の開会もあるということで、第４火曜日１回開催と、定例会の開催とさせていただきたいと考えております。

以上です。

【教育長】 委員の皆様、スケジュールの確認はよろしいですか。

よろしくをお願いいたします。何かありましたら庶務課へ御連絡をお願いできればと思います。

それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方は御退室を願います。

—— 了 ——